

ビジネス短信添付資料

6月1日からの主な制限内容

- 州や地区をまたぐ移動は原則禁止。
- 自宅から半径10キロメートル圏内を超える移動は原則禁止。
- 政府が指定する業種以外の操業を禁止。操業可能業種に該当する企業は管轄省庁の指定する方法で操業許可を取得する。民間部門の出勤率は原則60%までに制限（ただし、自動車や鉄鋼などの製造業5分野は10%まで）。
- 美容院・理髪店、マッサージ店、テーマパークや映画館などのエンターテインメント施設、バーやパブなどは操業禁止業種に指定。
- 飲食店はテイクアウトとデリバリーサービス対応のみ。店内飲食は禁止。
- 食料品などの生活必需品を扱う小売店、飲食店の営業時間は午前8時から午後8時まで。
- 医療関連サービスや操業可能な製造業は24時間稼働が可能。
- 生活必需品の買出しは1世帯あたり2人まで。
- タクシーや配車サービスの定員は、運転手を含め2人まで。
- 緊急時や治療などの特定の目的を除いて、12歳以下の子供が公共の場所へ出かけることを禁止。
- 業務目的を含めた対面のミーティング、セミナーなどの禁止。

- 結婚式や食事会などの集会を伴う社会活動の禁止。デリバリーサービスを除き、住居への訪問客の受け入れ禁止。
- すべての教育機関は閉鎖。
- 身体的接触がなく、個人が屋外で行うジョギングなどの運動については、午前7時から午後8時まで可能。
- 14日以内の特定ビジネス目的での短期出張者の入国については、警察の許可が必要。

※国家安全保障委員会（NSC）発表を基にとりまとめ